

特別な教育的支援を必要とする障害のある子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすために

小・中学校の「通級による指導」について

「通級による指導」とは

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の授業について、**特別の指導**を特別の場で受ける教育の形態です。

対象となる障害

- ① 言語障害 ② 自閉症 ③ 情緒障害 ④ 弱視 ⑤ 難聴 ⑥ LD（学習障害）
⑦ ADHD（注意欠陥多動性障害） ⑧ 肢体不自由 ⑨ 病弱及び身体虚弱

- 障害の程度としては、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部の特別な指導を必要とする程度の児童生徒が対象です。
- 特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒は、「通級による指導」の対象になりません。

「通級による指導」を「通級指導」、「特別の場」のことを「通級指導教室」と呼ぶことがあります。

「特別の指導」の内容

一人ひとりの障害の状態等に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、特別支援学校における「**自立活動**」に相当する内容を学習します。

「自立活動」の指導

特別支援学校では、児童生徒の自立をめざして、一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じ、自立活動の6区分の内容から、個別に指導内容を設定して指導を行っています。

- 【6区分】
- | | | |
|---------|----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 2 心理的な安定 | 3 人間関係の形成 |
| 4 環境の把握 | 5 身体の動き | 6 コミュニケーション |

障害のある子どもの自立と社会参加をめざして、次のような指導を行います。（例）

読むことに難しさがある子どもが、読みやすいように定規を当てて読むなど自分に合った方法を学ぶ。

提出物が締切より遅れがちな子どもが、スケジュール管理の仕方や具体的な対処方法を学ぶ。

発音が不明瞭だったり誤りがあったりする子どもが、正しい発音の仕方を学ぶ。

不安や緊張が高い子どもが、学校行事に安心して参加できるように、活動の流れや対処方法を自分で確認する方法を学ぶ。

ストレスがたまると教室から出て行く子どもが、自分のストレスの状態を把握する方法や意思表示の方法、許可を求める方法を学ぶ。

場に応じたコミュニケーションをとることが難しい子どもが、人との会話場面を想定して具体的なやりとりの仕方を学ぶ。

「通級による指導」を受けるにあたっての留意点

- 単に「集団での学習についていけない」などの理由で、**個別に教科の補充指導を行う場ではありません**。特に必要がある場合には、障害の状態等に応じて各教科の内容を取り入れながら学習を行います。一人ひとりの障害の状態等に応じて「個別の指導計画」を作成し、「自立活動」に相当する内容を学習します。
- 個別指導や小集団指導により、児童生徒の困難さが改善（指導目標が達成）されたら、「**通級による指導**」を終了します。

「通級による指導」を受ける際の形態

「通級による指導」の実施形態として、3つのパターンが考えられます。

① 自校通級

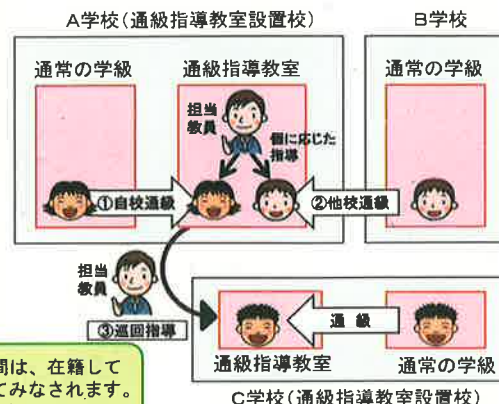
児童生徒が在籍する学校において「通級による指導」を受ける。

② 他校通級

児童生徒が在籍する学校から、「通級による指導」を実施している学校に通い、指導を受ける。

③ 巡回指導

「通級による指導」担当教員が、対象となる児童生徒が在籍する学校に出向き、指導を行う。



「通級による指導」の時間は、在籍している学級での授業時間としてみなされます。（欠席扱いとはなりません。）

他校通級の場合、通級途中の事故防止のため、保護者の付き添いをお願いすることがあります（付き添いを原則としている通級指導教室もあります）。

「通級による指導」開始までの流れ

「通級による指導」を実施する学校を例に一般的な流れを紹介します。

① 学校説明会等における説明

児童生徒や保護者に対して「通級による指導」の目的・内容等を説明

② 児童生徒の障害の状態や困難の状況等の把握

引継ぎ情報、行動観察、教育相談等をもとに、通常の学級での個別の支援を実施

③ 児童生徒と保護者への説明と相談

丁寧な個別相談を行い、実施の判断についての手続等を説明

④ 校内委員会における検討

在籍する学校において、校長のリーダーシップのもと必要性を検討

⑤ 市町教育委員会による通級開始の決定

総合的な判断のため、必要に応じて市町教育支援委員会や相談機関を活用

⑥ 児童生徒や保護者との合意形成

通級終了の目安（目標）を確認し、指導内容・方法、指導時間・回数等を決定

指導時間・指導回数

指導時間や指導回数は、それぞれの児童生徒に応じて異なります。

週あたり1～8単位時間の範囲で行うことを標準。

LD及びADHDの児童生徒は、指導上の効果が期待できる場合があるため、月1単位時間程度を下限。

「通級による指導」に決められた期間はありません。指導開始時に見られた学習上又は生活上の困難さが改善されれば終了となります。終了の検討も校内委員会等で協議して決めます。

「通級による指導」の対象となる障害、指導の実施形態、指導を受けることのできる内容や回数等は、設置されている通級指導教室で異なります。詳しくは在籍している学校が通級指導教室設置校、市町教育委員会にご相談ください。

山口県教育庁特別支援教育推進室
〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL 083-933-4615 FAX 083-933-4619